

発議第2号

読谷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

令和7年3月3日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 神谷 嘉 栄

読谷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

読谷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和5年読谷村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。